

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市児童センター
所管部・課	中央区健康福祉課
所在地	〒950-0082 新潟市中央区東万代町9番1号 万代市民会館内
根拠法令	児童福祉法
設置条例	新潟市万代市民会館条例
施設概要	1階【プレイルーム】用途・遊びの広場 面積180.00㎡【工作室】用途・工作, 手芸等 面積57.90㎡ 2階【集会室】用途・ゲーム, 集会等 面積78.60㎡【図書室】用途・図書閲覧, 読み聞かせ等 面積53.38㎡ 3階【ローラースケート場】用途・ローラースケート滑走 面積322.00㎡ その他 指導員室, トイレ, 廊下, 用具室, 階段等 面積93.01㎡

施設 の 設置 目的
<p>児童センターは児童に健全な遊びを与え、児童の健康及び体力の増進を図り、情操を豊かにすることにより、児童の健全育成に資することを目的とする施設です。</p>
管理・運営に関する基本理念, 方針等
<p>1 基本方針 児童センターにおいて、子どもたちが遊びを通していろいろな人とかかわったりコミュニケーションする場を体験したりすることで、心身の発達に応じた社会性を育む手助けをする。</p> <p>2 重点目標 (1) 安全・安心で楽しく遊びながら成長できる場 乳幼児や小学生が、いろいろな人とかかわって友だちをつったり新しいことに挑戦したりして、安心・安全で楽しく充実した時間を過ごすことができる。 (2) 親子遊びで成長を楽しみながら子育てできる場 保護者が、親子遊びの場を活用したり子育て情報をもらったりして、子どもの成長を喜んだり親子それぞれの友だちをついたりして過ごすことができる。 (3) 児童センター職員として高め合いながら活動や支援を推進 職員として、子どもの健全育成や子育て支援に関する知識や情報収集等に努め、児童センターらしい日常活動や事業内容を推進する。</p> <p>3 努力事項 (1) <健全育成> あいさつや言葉づかい、遊具の使い方や後始末、約束を守っての遊び方等等について不十分な子には声を掛け、子どもたちの仲間づくりをすすめながら、社会の中でよりよい行動ができるよう指導・支援する。 (2) <子育て支援> 親子遊びや普段の会話(コミュニケーション)を通して保護者との信頼関係を築き、保護者が自分の子育てに自信をもつことができるような声掛けや支援に努める。併せて、保護者同士がかかわることができるようなきっかけづくりに努める。 (3) <広報と研修> 積極的に研修や情報収集を行って日常活動や事業内容の充実に努めるとともに、広報活動を充実させ、児童センターの良さをアピールしながら来館者数拡充に取り組む。</p>